

1	0	年	保	存
機	密	性	1	
平成 25 年 8 月 8 日から	平成 35 年 8 月 7 日まで			

基 発 0808 第 2 号
職 発 0808 第 4 号
平成 25 年 8 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組の強化について

標記については、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」において、若者の活躍推進の観点から、「過重労働や賃金不払残業など若者の『使い捨て』が疑われる企業について、相談体制、情報発信、監督指導等の対応策を強化する。」とされたことを踏まえ、下記の取組を行うこととしたので、積極的に対応されたい。

なお、各取組の実施に当たっては、平成23年2月16日付け基発第0216第3号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」、平成15年5月23日付け基発第052303号「賃金不払残業総合対策要綱について」及び平成24年9月10日付け地発0910第5号・基発0910第3号「職場のパワーハラスメント対策の推進について」等の関係通達においてこれまでに指示してきた事項にも留意の上、効果的なものとなるよう遺憾なきを期されたい。

記

第1 長時間労働の抑制に向けた集中的な取組等

1 重点監督の実施

本年9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」等が疑われる以下の事業場を対象として、長時間労働の抑制、賃金不払残業の解消及び過重労働による健康障害の防止を図るための監督指導を実施すること。

① 労働基準監督署（以下「監督署」という。）及び公共職業安定所（以下、

「安定所」という。)利用者等からの苦情や通報等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる事業場

- ② 下記第2の1の「電話相談」の内容から、労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事業場
- ③ 労働者からの申告・相談や脳・心臓疾患等に係る労災請求等の各種情報から、長時間労働が行われており、労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事業場

2 重点監督の指導に当たって留意すべき事項

- (1) 長時間労働による脳・心臓疾患等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を行い、長時間労働について法違反を指摘した場合においては、当該違反の是正を確認した後、一定期間経過後に再び監督指導を実施し、改めて定着状況を確認すること。
- (2) 監督指導において重大又は悪質な法違反が認められた場合は、積極的に司法処分を行うこと。その際、同種犯罪の防止を図るという公益性を確保する目的から、原則として、事案を公表すること。

第2 相談体制の整備等

1 「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談」の実施

平成25年9月1日(日)に、8の都道府県労働局(以下「労働局」という。)において、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談」(以下「電話相談」という。)を実施し、全国から相談を受け付けることとする。受け付けた相談に対しては、その内容に応じ助言・指導を行うとともに、相談のあった事業場が所在する労働局を通じて所轄の監督署へ情報提供を行うこと。

電話相談については、各労働局においてマスコミを通じて広く広報するほか、監督署や安定所の窓口を通じて労働者や求職者等に対しても直接周知するなど、労働基準部と職業安定部が連携して効果的に周知すること。

2 相談窓口の周知等

(1) 総合労働相談コーナー及び労働基準関係情報メール窓口の対応

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談や情報については、上記1のみならず、監督署及び労働局に設置している「総合労働相談コーナー」やインターネットを介した「労働基準関係情報メール窓口」においても受け付けているが、そのことについて引き続き各部署において、広く周知するよう努めること。

(2) 新卒応援ハローワークにおける対応

新卒応援ハローワークは、求職中に来所していた学生等の若者と信頼関係ができていることが多く、若者が相談しやすいと考えられる。

平成25年9月2日以降、各都道府県労働局新卒応援ハローワークにおいても若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談窓口を設置するとともに、相談窓口の周知に努めること。

なお、各相談窓口における相談に対しては、その内容に応じ、担当部署に引き継ぐなど、適切に対応すること。

第3 職場のパワーハラスメントの予防・解決

1 職場のパワーハラスメント対策の推進に向けた周知啓発の徹底

リーフレット等やパワーハラスメント対策の好事例集（本年9月中旬以降に送付予定。）等を活用し、パワーハラスメント問題の予防・解決に向けた取組について、あらゆる機会を通じて、事業者に広く周知啓発を行うこと。

なお、第1の1の監督指導を実施する際には、原則として事業場にリーフレット等を配布し、必要に応じて、パワーハラスメント対策の必要性について説明するなどその予防・解決に関する周知を図ること。

2 セミナーの開催

本年10月以降、全国各地（一部地域を除く。）で、参加者が実務に活かせる内容のセミナーの開催を予定している。各セミナーの開催日時、開催地等については、受託者（本年度は公益財団法人21世紀職業財団）において決定次第、関係都道府県労働局監督課あて通知することとなっているので、周知、参加勧奨に協力するほか、必要な支援を行う等、積極的に協力すること。

第4 労働基準監督機関と職業安定機関の連携

- 1 第1の1の①に対する監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、平成12年8月30日付け基発第543号・職発第558号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携について」（以下「連携通達」という。）に準じ、監督署から安定所に情報提供すること。また、安定所は当該情報提供に係る事案の内容に応じ、当該事業場に係る求人の不受理若しくは受理の保留又は職業紹介の保留等必要な措置を講ずること。
- 2 新卒応援ハローワークに設置される相談窓口において受け付けた情報や相談から、労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた場合には連携通達に基づき、監督署に情報提供すること。情報提供を受けた監督署は、当該情報の内容に応じて、監督指導を実施すること。
- 3 その他、労働基準監督機関と職業安定機関との連携については、連携通達に基づき、適切に行うこと。